

年末年始の各施設等休業のお知らせ

町内各施設等における年末年始の休業・休館期間は次のとおりとなります。

施設名	令和3年12月		令和4年1月					
	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	木	金	土	日	月	火	水	木
役場	○	×	×	×	×	×	×	○
中央公民館	○	×	×	×	×	○	○	○
総合体育館	○	×	×	×	×	○	○	○
本別中央会館	○	×	×	×	×	○	○	○
いこいの湯	○	×	×	×	×	○	○	○
ゴミ収集	○	×	×	×	×	○	○	○

○=通常業務日

×=休業休館日

- ※お問い合わせ先
- ・役場庁舎について 役場総務・防災課 (TEL: 7-2111)
 - ・中央公民館、総合体育館について 役場生涯学習課 (TEL: 7-7211)
 - ・本別中央会館、いこいの湯、ゴミ収集について 役場民生課 (TEL: 7-5290)

ゴミの減量・分別に
ご協力を！

事業所から出るゴミは、ゴミステーションに出せません。

会社やお店など各種事業活動から出るゴミは『事業系ゴミ』と言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と町条例により、事業者はすべての事業系ゴミを「自らの責任で適正に処理すること」が義務づけられています。この事業系ゴミは、ゴミの種類や事業活動により「産業廃棄物」「事業系一般廃棄物」に区別されます。

事業系ゴミを処理する際には、自ら処理施設に持ち込むか、産業廃棄物であれば道の許可を受けた収集運搬業者に、事業系一般廃棄物であれば町の許可を受けた収集運搬業者に処理を依頼してください。

※ 処理施設や許可業者については、役場民生課 (TEL: 7-5290) にお問い合わせください。

産業廃棄物	すべての事業活動 に伴うもの	燃え殻、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず など
	特定の事業活動に 伴うもの	建設業から生じる紙くず・木くず・繊維くず、紙製造業・新聞業から生じる紙くず、木材・木製品製造業から生じる木くず など
事業系一般廃棄物	上記（産業廃棄物）以外の事業系ゴミ	

※お問い合わせ先 役場民生課 (TEL: 7-5290)

【10月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 81.73 t

(昨年度同月回収量85.19 t 約4.1%減)

内訳 燃却処分 59.62 t

リサイクル 17.85 t

埋立処分 4.26 t



混せればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中 !!
～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれを併科に処せられます。